
日吉津村障がい者福祉計画

第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

日 吉 津 村

目次

第1章 計画の概要

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 4 |
| 2 | 計画の位置づけ | 5 |
| 3 | 計画の期間 | 6 |
| 4 | 計画の推進体制 | 6 |

第2章 障がい者計画

第1節 障がい者・障がい児等の現状

| | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 障がい者数 | 10 |
| 2 | 主な障害福祉サービス利用状況 | 14 |

第2節 計画の基本的な考え方

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 計画の基本理念 | 16 |
| 2 | 計画の基本目標 | 16 |
| 3 | 施策の体系 | 18 |

第3節 施策の展開

| | | |
|----|-----------------|----|
| 1 | 啓発・広報 | 19 |
| 2 | 生活支援 | 20 |
| 3 | 保健・医療 | 21 |
| 4 | 教育、文化・芸術活動、スポーツ | 22 |
| 5 | 雇用・就業、経済的自立の支援 | 23 |
| 6 | 生活環境 | 23 |
| 7 | 情報アクセシビリティ | 24 |
| 8 | 安全・安心 | 25 |
| 9 | 差別の解消及び権利擁護の推進 | 25 |
| 10 | 行政サービス等における配慮 | 26 |

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節 障害福祉サービスについて

- 1 障害福祉サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第2節 令和5年度の数値目標の設定

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・ 29
- 3 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 4 福祉施設から一般就労への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 5 障がい児支援の提供体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 6 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築・・・・ 34
- 8 発達障害者等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第3節 障害福祉サービスについて

- 1 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 4 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 5 障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）の見込み量・・・・ 39
- 6 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備・・・・・・・・ 41

第4節 地域生活支援事業の実施

- 1 理解促進研修・啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2 自発的活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 3 相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 4 成年後見制度利用支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 5 意思疎通支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 6 日常生活用具給付等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 7 移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 8 地域活動支援センター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 9 任意事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

参考資料

- ◇ 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- ◇ 障がい者福祉をめぐる動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- ◇ 日吉津村障がい者施策推進委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・ 57
- ◇ 日吉津村障がい者施策推進委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 58

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、「完全参加と平等」を掲げた昭和56年の「国際障害者年」をきっかけに、障がい者を対象とした福祉が大きく発展し、平成5年の障害者基本法の成立により、ノーマライゼーションの社会づくりを目指して、各種の施策・事業が進められてきました。

その後、平成15年に「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定され、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現、施設等から地域生活への移行の推進といった障がい者福祉施策の方向性が打ち出されました。

平成18年、障害者権利条約（権利条約）が国連総会で採択されました。その採択に至る過程において、日本の障がい者団体は、世界中の障害者団体と連携してさまざまな活動に取り組みました。“Nothing about us without us（私たち抜きに私たちのことを決めないで）”は、そうした活動のスローガンであるとともに、権利条約の基礎をなす理念です。

我が国においても、権利条約の批准に向け、国内法の整備が進められてきました。平成23年8月には障害者基本法が改正され、障がいは障がい者ではなく社会がつくり出しているという、いわゆる「社会モデル」と呼ばれる考え方や、「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。また、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、同年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定や「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正など、これらの法律の成立に伴い、同年12月、権利条約の批准が承認されました。また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行、同年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律が」公布され、平成30年4月に施行されました。また、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。また令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。

本村においては、平成30年に「第5期障がい福祉計画」・「第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての村民の人権が尊重され、相互の人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、「心ふれあい 共に暮らせる村づくり」を基本理念とし、障がい福祉にかかる施策を計画的に推進してきたところです。

一方で、前回の計画策定から3年が経過し、この間における社会情勢の変化や、障がい福祉施策を取り巻く状況は変化しています。

「第6期障がい福祉計画」・「第2期障がい児福祉計画」は、「第5期障がい福祉計画」・「第1期障がい児福祉計画」の進捗状況とサービス利用者の現状を踏まえ、障害福祉サービス及

び障害児通所支援等の必要量を見込むとともに、その提供体制の確保や計画推進のための取り組みを進め、関係機関が連携して、障がいのある人の地域生活支援、自立支援に向けた施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

『障がい者計画』は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画に相当するもので、障害福祉サービスの提供体制の整備だけでなく、保健・医療や教育、社会参加、災害時の支援など、日吉津村の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための計画であるといえます。この計画は、「日吉津村総合計画」や「高齢者健康福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など、関係する他の計画と整合性を図り策定します。

一方、『障がい福祉計画』は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を定め、障害福祉サービスなどに関してより具体的な内容を定める実施計画として位置づけられています。

また、『障がい児福祉計画』は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障がい児福祉計画で、児童福祉法に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定め、障害児通所支援などに関してより具体的な内容を定める実施計画として位置づけられています。

国の『基本指針』では、令和5年度を目標年度とする成果目標を設定するほか、令和5年度までの各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所及び障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込み量の確保のための方策、その他必要な事項を定めるよう規定されています。

日吉津村では、国の『基本指針』で示された考え方を踏まえ、『第6期障がい福祉計画』と『第2期障がい児福祉計画』を一体の計画として策定します。

3. 計画の期間

『第6期障がい福祉計画』『第2期障がい児福祉計画』の期間は、国の『基本指針』に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、国や県の計画や社会的な動向によって、必要に応じて見直しを行うものとします。

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
|--------------|-----------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 日吉津村障がい者福祉計画 | 障がい者計画 (障害者基本法) | 障がい者計画 | | | | | | | | |
| | 障がい福祉計画 (障害者総合支援法) | 第4期障がい福祉計画 | | | 第5期障がい福祉計画 | | | 第6期障がい福祉計画 | | |
| | 障がい児福祉計画 (児童福祉法) | | | | | 第1期障がい児福祉計画 | | 第2期障がい児福祉計画 | | |

4. 計画の推進体制

この計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用等幅広い分野にわたっているため、村の関係する課及び関係機関等が一体となって障がい者施策を推進するとともに、地域福祉活動を実施している関係団体等と連携を図り、村民全体で計画の実現に向けて取り組みます。

(1) 進行管理体制

計画の進捗状況については、半年に1回、日吉津村障がい者施策推進委員会を開催し、施策・事業の有効性を検証するなど点検・評価を行い、委員の意見等を踏まえて施策の展開を図ります。

また、鳥取県西部9市町村にて広域的に設置する「鳥取県西部障害者自立支援協議会」、米子市及び日吉津村で設置する「米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会」と連携しながら計画の推進を図ります。

(2) 国・県への要望

この計画には、村だけでなく国や県と連携、協力していく事業が多くあり、障がい者が地域社会で自立して生活を送るためにも、制度の充実や財政的支出について、国や県に要望していきます。

鳥取県西部障害者自立支援協議会について

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、平成20年3月に鳥取県西部圏域（米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・江府町・日野町・日南町）の9つの市町村が共同で設置しました。

○協議事項

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 西部地域の障がい福祉関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 西部地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他、障がい福祉の増進のために必要と認めること。

○協議会委員

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービスを提供している事業者の代表者
- (3) 保健・医療機関、教育機関、雇用関係機関の職員
- (4) 障がい者当事者団体及び家族団体の代表者
- (5) 西部地域における関係行政機関の職員
- (6) その他必要と認めるもの

米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会について

米子市及び日吉津村における障がい福祉に関わる関係機関の相互の連携と情報共有を図るとともに、障がい者、障がい児及び難病患者等（以下「障がい者等」という。）に対する支援体制の課題について、実態把握に基づく具体的方策の検討を行い、もって障がい福祉サービス等の整備と支援体制の充実を図ることを目的として令和2年1月に設置しました。

○構成員

米子市及び日吉津村に所在する障がい福祉に関係する事業者（法人）及び関係団体等により構成。

- (1) 相談支援事業者等
- (2) 障害福祉サービスを提供している事業者
- (3) 保健・医療機関、教育機関、雇用関係機関
- (4) 障がい者当事者団体及び家族団体
- (5) 米子市、日吉津村及び関係行政機関
- (6) その他必要と認めるもの

○組織

(1) 運営会議

- ・協議会の運営に関する意思決定を行う。
- ・米子市及び日吉津村の障がい者等に関わる障がい福祉サービスの提供体制の整備及び支援体制の充実等について協議するとともに、課題会議及びプロジェクトチームからの報告や提案を受け、協議会としての意思決定を行う。
- ・障がい者施策に関する基本的な方向性の実現や目標値の達成のため、課題や情報等を共有し支援体制の整備等について協議する。
- ・支援体制等に係る課題の解消に向け、具体的方策の検討を行う。

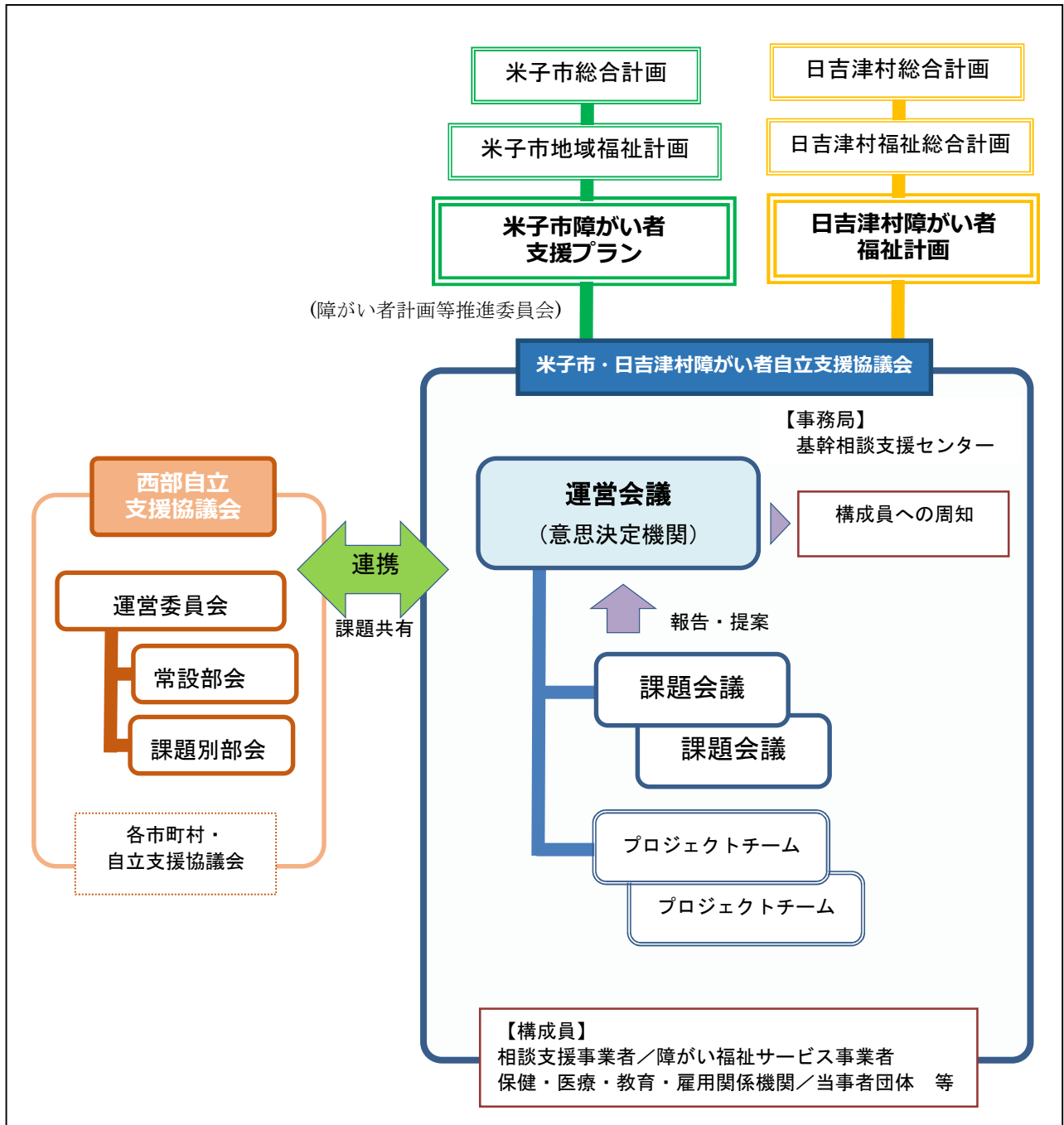
(2) 課題会議

- ・継続的な取組が必要な地域課題について、検討・協議を行う。

(3) プロジェクトチーム（PT）

- 早急に解消すべき短期的課題について検討・講義を行い、解決方法の提案を行う。

米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会 組織イメージ



(用語についての留意点)

この計画では、「障害」、「障がい」の二つの標記をしています。
鳥取県では障がいのある方の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、「障害」を「障がい」と標記することを決めました。

障 害・・・法令及び条例並びに公文書等の名称、固有名詞を用いる場合

障がい・・・単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合

第2章 障がい者計画

第1節 障がい者・障がい児等の現状

1. 障がい者数

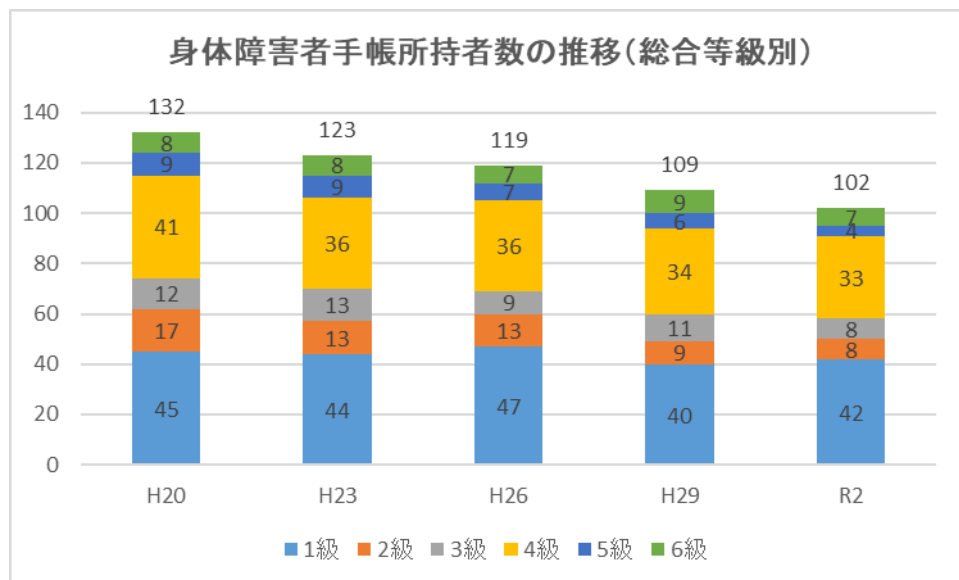
(1) 身体障がい者

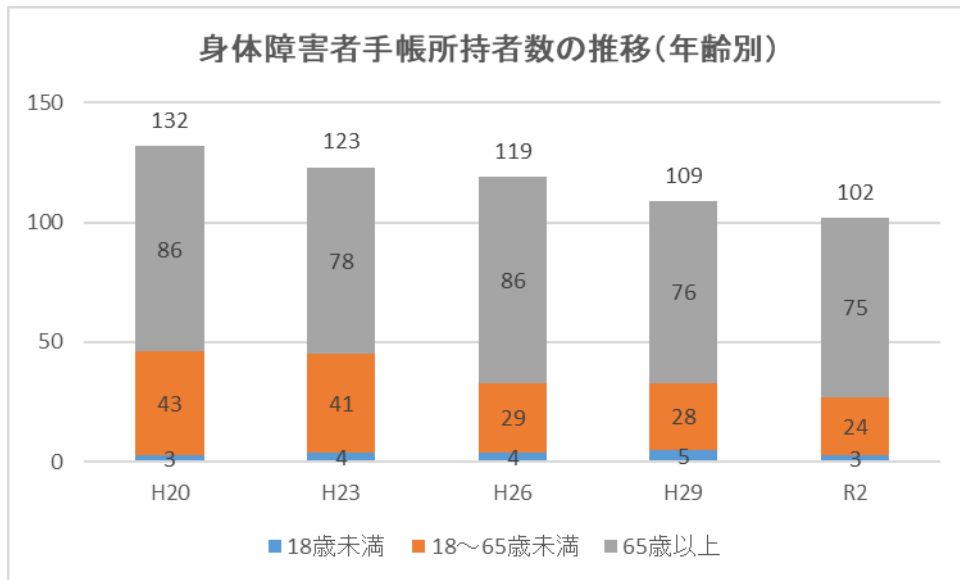
「身体障害者手帳所持者数」

① 年齢・総合等級別 (単位：人・%)

| 年齢 \ 総合等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 | |
|-----------|-------|------|------|-------|------|------|--------|--------|
| 18歳未満 | 2 | 1 | | | | | 3 | 3.0% |
| 18～65歳未満 | 8 | 2 | 1 | 9 | 2 | 2 | 24 | 23.5% |
| 65歳以上 | 32 | 5 | 7 | 24 | 2 | 5 | 75 | 73.5% |
| 計 | 42 | 8 | 8 | 33 | 4 | 7 | 102 | 100.0% |
| | 41.2% | 7.8% | 7.8% | 32.4% | 3.9% | 6.9% | 100.0% | |

(注) 総合等級(重複障がいの場合は各障がいの等級の指数を合算) 令和2年4月1日現在





身体障害者手帳所持者数は、等級別では1級所持者が42人(約41%)と最も多く、障がい種別では肢体不自由が全体の約49%と最も多くなっています。年齢別では、65歳以上が75人(約74%)となっており、高齢者の割合が高くなっています。

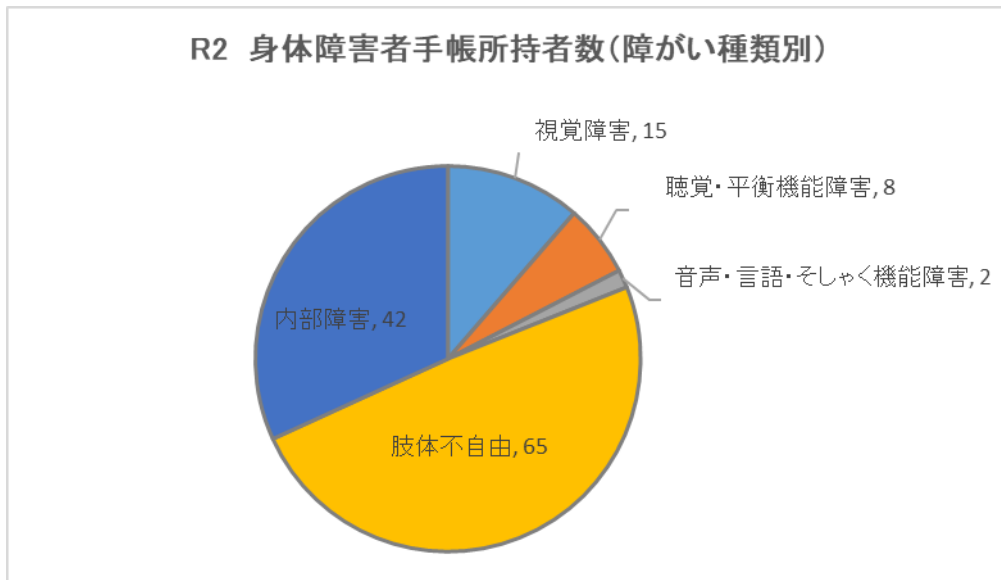
②障がい種別・個別等級別

(単位：人・%)

| 障がい種類 | 個別等級 | | | | | | 計 | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|------|------|--------|--------|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | | |
| 視覚障害 | 3 | 7 | 1 | 1 | | 3 | 15 | 11.4% |
| 聴覚・平衡機能障害 | | 2 | 1 | 1 | | 4 | 8 | 6.1% |
| 音声・言語・そしやく機能障害 | | | 1 | 1 | | | 2 | 1.5% |
| 肢体不自由 | 10 | 12 | 12 | 23 | 7 | 1 | 65 | 49.2% |
| 内部障害 | 21 | | 3 | 18 | | | 42 | 31.8% |
| 計 | 34 | 21 | 18 | 44 | 7 | 8 | 132 | 100.0% |
| | 25.8% | 15.9% | 13.6% | 33.3% | 5.3% | 6.1% | 100.0% | |

(注) 重複障がいは個別等級ごとに計上(総合等級とは区分別)

令和2年4月1日現在



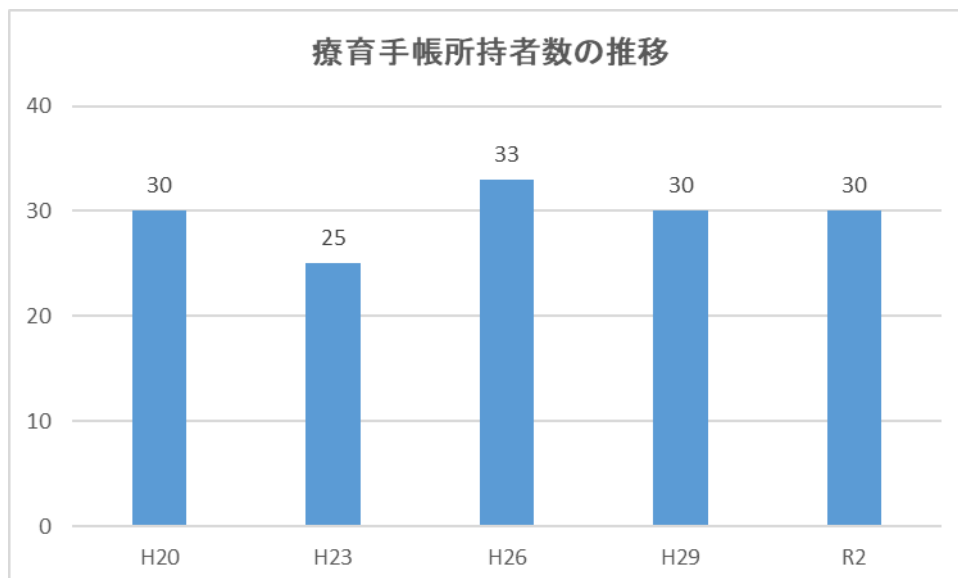
(2) 知的障がい者

「療育手帳所持者数」

(単位：人・%)

| 年齢 | 障がい程度 | | 計 | |
|----------|-----------|-------------|--------|--------|
| | A (重度) | B (中・軽度) | 人数 | 割合 |
| 18歳未満 | 3 | 5 | 8 | 26.7% |
| 18～65歳未満 | 5 | 15 | 20 | 66.6% |
| 65歳以上 | | 2 | 2 | 6.7% |
| 計 | 8 | 22 | 30 | 100.0% |
| | 26.7% | 73.3% | 100.0% | |

令和2年4月1日現在



療育手帳所持者数は、等級別ではB判定が22人(約73%)であり、年齢別では18～65歳未満が20人(約67%)となっています。

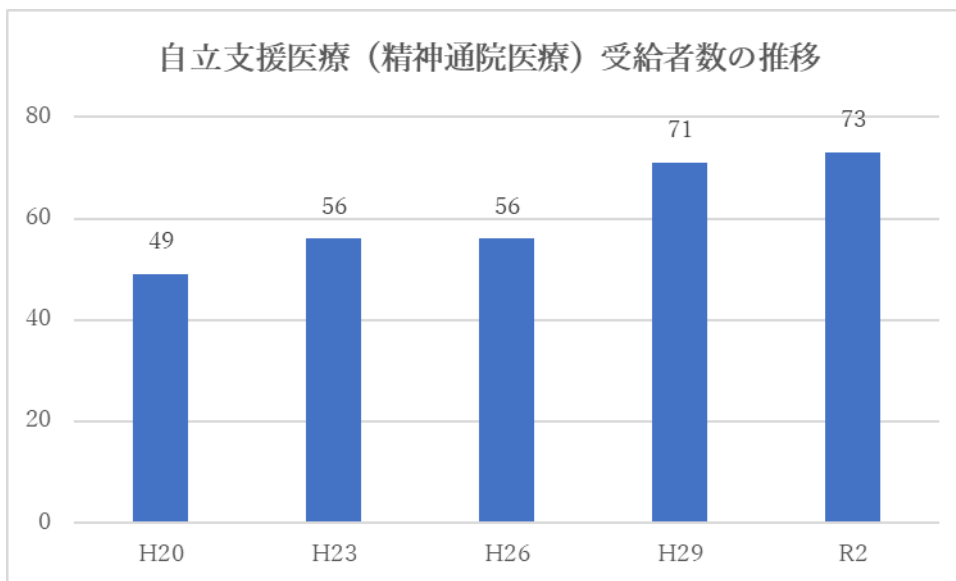
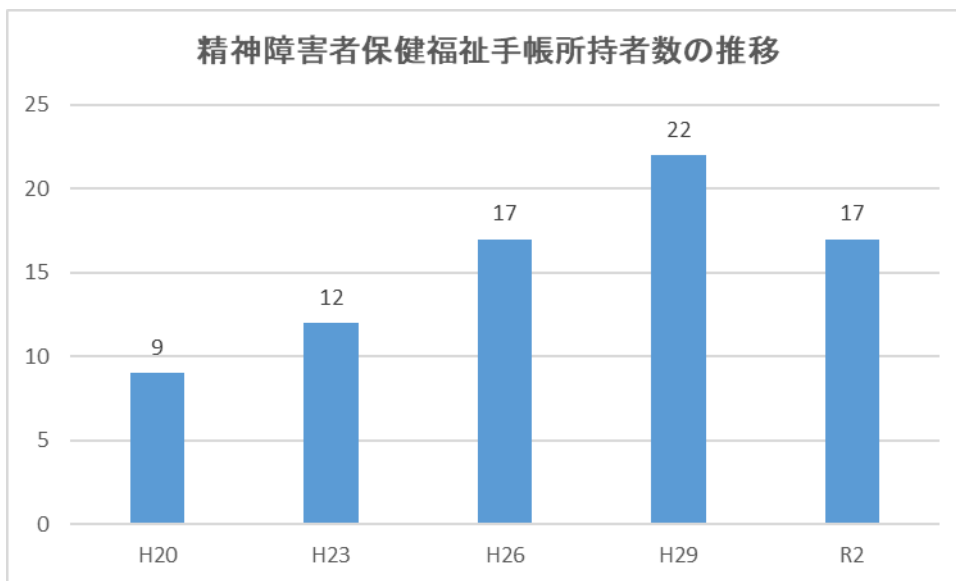
(3) 精神障がい者

「精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者数」

(単位：人・%)

| 年齢 | 等級 | 精神障害者保健福祉手帳 | | | | 自立支援医療 (精神通院) | | |
|----------|----|-------------|-------|-------|--------|------------------|--------|--------|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 計 | | | |
| 18歳未満 | | 1 | | | 1 | 5.9% | 1 | 1.4% |
| 18～65歳未満 | | 1 | 11 | 2 | 14 | 82.3% | 59 | 80.8% |
| 65歳以上 | | | 2 | | 2 | 11.8% | 13 | 17.8% |
| 計 | | 2 | 13 | 2 | 17 | 100.0% | 73 | 100.0% |
| | | 11.8% | 76.4% | 11.8% | 100.0% | | 100.0% | |

令和2年4月1日現在



精神保健福祉手帳所持者数は等級別では2級が13人（約76%）であり、年齢別では18～65歳未満が14人（約82%）となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加傾向にあります。

2. 主な障害福祉サービス利用状況

(1) 介護給付費・訓練等給付支給決定者数

| 区分 | サービス種類 | 人数 |
|-------|-----------------|----|
| 介護給付 | 居宅介護 | 9 |
| | 同行援護 | 2 |
| | 生活介護 | 11 |
| | 療養介護 | 1 |
| | 短期入所（ショートステイ） | 10 |
| | 共同生活介護（グループホーム） | 8 |
| | 施設入所支援 | 6 |
| | 小 計 | 47 |
| 訓練等給付 | 就労継続支援（A型） | 1 |
| | 就労継続支援（B型） | 18 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 1 |
| | 小 計 | 20 |
| 合 計 | | 67 |

(注) 重複利用の場合はそれぞれにカウント 令和2年4月1日現在

(2) 児童発達支援・放課後等デイサービス

| サービス種類 | 人数 |
|------------|----|
| 児童発達支援 | 3 |
| 医療型児童発達支援 | |
| 放課後等デイサービス | 12 |
| 計 | 15 |

令和2年4月1日現在

(3) 特別障害者手当等受給者数

| 区分 | 人数 |
|---------|----|
| 特別障害者手当 | 4 |
| 障害児福祉手当 | 4 |
| 計 | 8 |

令和2年4月1日現在

(4) 特別児童扶養手当等受給者数

| 区分 | 1 級 | 2 級 | 計 |
|----------|-----|-----|----|
| 特別児童扶養手当 | 4 | 10 | 14 |

令和2年4月1日現在

(5) 特別支援学級（日吉津小学校）

（単位：人）

| 学年 | 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-----------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| | 知的障がい（ひまわり） | 5 | 6 | 4 | 6 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 病弱・身体虚弱（なのほな） | | | | | | | | | |
| 自閉症・情緒障がい（こすもす） | | | | | | | | | |
| 肢体不自由（たんぽぽ） | | | | | | | | | |

令和2年4月1日現在

(6) 補装具・日常生活用具給付等状況

| | 種 目 | 件 数 | | |
|--------|-------------|-------------|------|--|
| | | 身体障がい者 | 障がい児 | |
| 補装具 | 購 入 | 盲人用安全杖（携帯用） | 2 | |
| | | 補聴器 | 2 | |
| | | 車いす | 2 | |
| | 修 理 | 車いす | 5 | |
| | | | | |
| | | | | |
| 小 計 | | 11 | 0 | |
| 日常生活用具 | 自立生活支援用具 | 1 | | |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 54 | 5 | |
| | 小 計 | 55 | 5 | |
| 合 計 | | 66 | 5 | |

令和元年度実績

第2節 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画では、共生社会を実現させるため、障がい者等の自己決定を尊重し、地域共生社会の一員として自らの意思決定により自分らしく生きることができるよう、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が社会の構成員として障がいのない人と平等に生活する社会をめざす「ノーマライゼーションの理念」と、それに対する適切な支援をめざす「リハビリテーションの理念」、さらに生活環境上の障壁を取り除く「バリアフリーの理念」に基づき、『心ふれあい 共に暮らせる村づくり』を基本理念として、障がいのある人もない人も安心して暮らせる村づくりの実現を図ります。

心ふれあい 共に暮らせる村づくり

2. 計画の基本目標

計画の基本理念に基づいて、心のふれあいを大切にし、安らぎとぬくもりを共に実感できる村づくりの実現を目指し、次の基本目標を定め、障がいの有無にかかわらず、誰もが等しくかけがえのない個人として尊重され、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮」の実践により、安心して暮らせる施策の推進を図ります。

(1) 安心して暮らすために

障がい者が地域で生活する上で、自らの決定に基づいてさまざまなサービスや暮らし方を選択できるように、本人の意思決定を支援するとともに、身近なところで相談できるような体制を確保し、そのための人材確保や質の向上を図ります。また、障がい者の権利擁護のため、知的障がいや精神障がい等の理由で判断能力が十分でなく意思決定が困難な方に対して、成年後見制度等の利用を支援します。

施設等のバリアフリー化や防災対策を推進するとともに、日常生活における障がい者の緊急時の支援体制づくりに努めるなど、障がい者が安心して暮らせる村づくりを行います。

(2) 社会参加をすすめるために

障がい者が地域の中で自立した生活が営めるよう、それぞれの障がいの状況に応じたきめ細かい支援体制の充実を図るとともに、障がい者がその適性と能力に応じて働くことができる環境を整備し、職業を通じて社会参加することができる施策を推進します。

また、障がいのある児童一人ひとりが、能力や可能性を最大限発揮し、自立し社会参加で

きるよう、教育体制の充実を図ります。

さらに、誰もが芸術・文化・スポーツ活動に参加し、地域の方とともに楽しむことができる環境づくりに努めます。

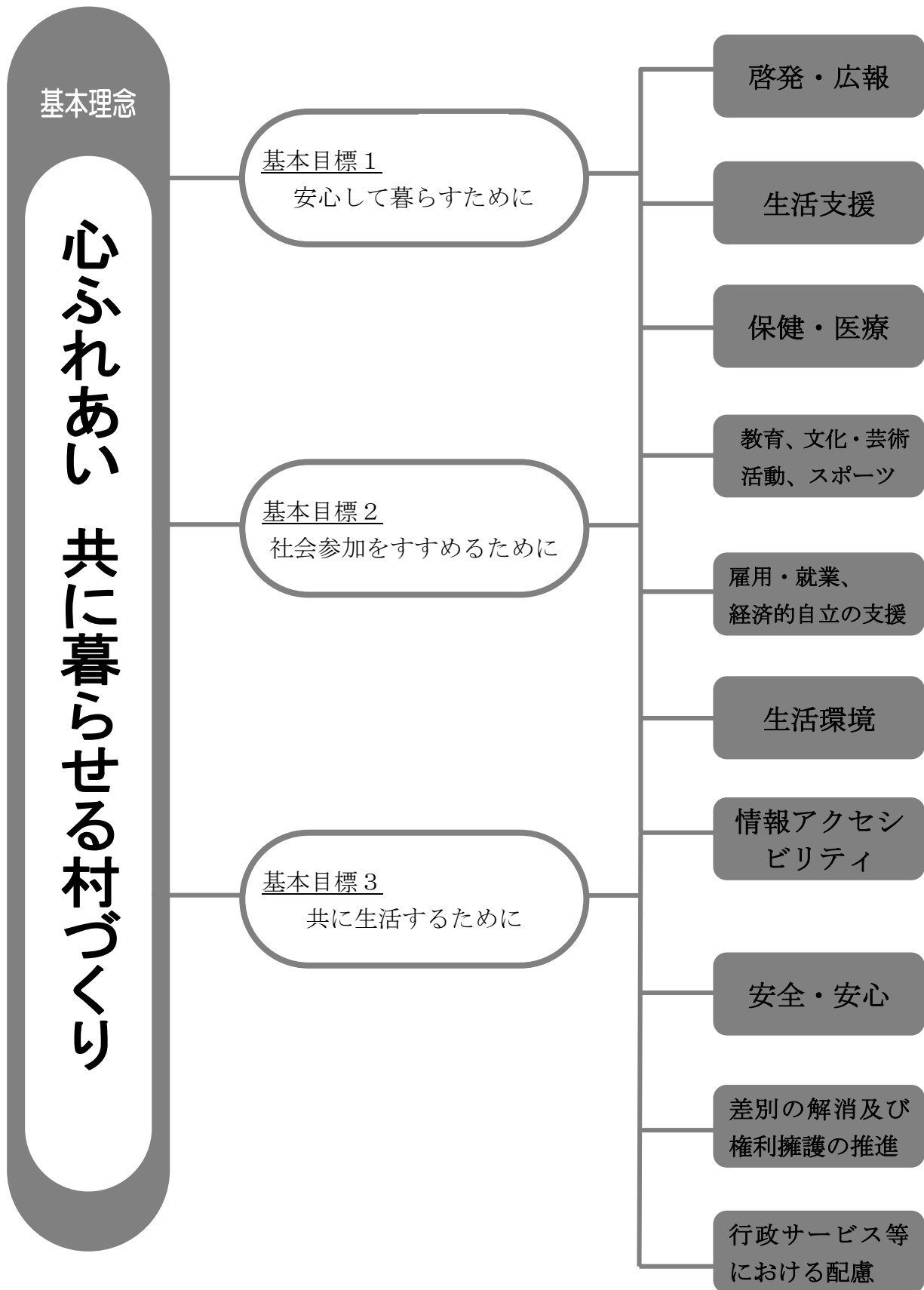
(3) 共に生活するために

地域社会に生活するすべての人々がお互いに個性を持った人間として尊重しあい、それぞれの主体的な意思に基づいて行動できるよう、啓発・広報活動を一層推進するとともに、村民相互の交流機会、学習機会の充実、ボランティア活動などの推進を図ります。

また、障がいを理由とする差別の解消と、虐待防止・権利擁護の推進に取り組みます。

行政は、障がい者に対する対応を再点検し、障がいの特性等に配慮した行政サービスのあり方を考えます。

3. 施策の体系



第3節 施策の展開

1. 啓発・広報

障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会を実現するためには、全ての村民が障がい及び障がい者に対する理解を深めることが重要です。

各種啓発・広報活動や福祉教育、ボランティア活動などあらゆる場において、理解の促進、啓発を図るとともに、障がいのある人とない人との交流を深め、ノーマライゼーションの社会実現に努めます。

施策の方向

(1) 啓発・広報活動の推進

障がいの理解を深めノーマライゼーションの社会実現のため、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、「広報ひえづ」や村のホームページ、防災行政無線、ひえづ 113 c h、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。

また、県が推進するあいサポート運動の周知・広報に取り組み、障がいや障がい者に対する理解の促進を図ります。

障がい者週間等の各種行事を中心に、幅広く一般村民や障がい者団体が参加するイベントの活性化を図り、啓発活動を推進します。また、障がい者団体による障がいや障がい者に関する啓発活動に対し、積極的に支援を行います。

(2) 福祉教育・ボランティア活動の推進

障がい者や高齢者への正しい認識を育むとともに、お互いの立場や気持ちを思いやり、相互に支えあう心を養うために、保育所、小・中学校などにおける福祉教育の充実を図り、さらに小・中学校の児童・生徒に対し社会福祉への理解と関心を深めるため、ボランティア活動へ積極的に参加する機会をつくれます。

また、多様化・高度化する障がい者のニーズに適切に対応できるよう、保健・教育などの関連する分野のネットワークづくりを推進するとともに、障がい者団体の育成やボランティア団体等に対する支援を積極的に行い、理解と参加を促進する運動の展開を図ります。

(3) 地域交流の推進

あたたかい心を醸成するために、障がい者のスポーツレクリエーション活動の促進や多様な交流機会の確保を図り、障がい者が多くの人々と交流し、生き生きとした心豊かな生活が送れるよう環境づくりを推進します。

また、体育館等スポーツ施設設備の拡充に努め、障がい者の利用に配慮した環境整備をすすめます。

2. 生活支援

障がい者が住み慣れた地域で生活する上で、さまざまなサービスや暮らし方を選択し、自ら決定できるように、豊かな地域生活の実現に向けた取り組みと適切なサービス提供を推進していきます。また、地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにするために、生活・活動の場の整備、社会復帰のための支援、地域での生活を保障するための権利擁護事業の充実を図ります。

施策の方向

(1) 相談支援体制の充実

①相談支援の充実

障がい者やその家族などが必要に応じて適切な相談を受けられるよう、村や民生委員、委託相談支援事業者等、連携を密にして、村民や障がい者に対する相談支援体制の充実と周知を図ります。また、地域での生活を支援するため、相談・情報提供、在宅福祉サービス等の利用援助の充実を図ります。

②地域生活への移行に向けた支援

施設入所者・社会的入院患者の地域移行の推進の取り組みについて相談体制の充実を図ります。また、障がい者の在宅福祉サービスの充実を図り、生活力を高めるための支援、情報の提供などに努めます。

③関係機関との連携

障がい者のさまざまな課題の把握を行い、「鳥取県西部障害者自立支援協議会」・「米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会」において、関係機関との連携や支援体制の充実に努めます。

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の充実

障害者総合支援法に基づいて実施される障害福祉サービスや児童福祉法に基づいて実施される障害児通所支援を、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービス見込み量の確保、利用促進に努めます。

また、村独自で行う事業や、各自治体はその創意工夫により行う地域生活支援事業を、地域の実情に応じ積極的に実施し、障がい者の生活支援を推進します。

なお、各サービスに関する実施計画については、「第3章障がい福祉計画・障がい児福祉計画」で対応します。

(3) 生活安定のための施策

障害基礎年金、特別児童扶養手当等の各種年金や手当制度の充実にむけ、国、県へ要請するとともに、制度の広報を積極的に行い生活の安定を図ります。

また、自動車税などの減免制度、タクシー運賃、バス・JR・有料道路の割引制度等の各種

優遇制度について、広報を積極的に行います。

(4) 各種サービスの周知

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ村独自で実施している事業や各種優遇制度等について、村の広報誌やホームページ、ひえづ 113 c h、パンフレット等を活用するとともに、村の障がい者団体や関係機関と協力し、情報の提供に取り組みます。

また、県をはじめさまざまな機関が実施している各種制度の説明会の開催についての周知を積極的に行います。

(5) 福祉用具の普及

障がい者等の身体機能を補うため、補装具費の支給を行います。また、重度障がい者や難病の方々の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与を促進します。

(6) 人材の育成・確保

障がい者のニーズに適切に対応できるよう、福祉・保健・医療など各分野で障がい者の生活の支援に関わる人材の育成・確保を図ります。

3. 保健・医療

障がいの原因となる疾病の予防に向けて、積極的な健康づくりと生活習慣の改善を行っていくことが大切であり、障がい者にとっては健康を保持し、増進するための保健・医療の充実が重要な施策となります。このため、保健と医療の連携を深め、障がいの早期発見・早期治療を推進します。

また、障がいの軽減や機能の回復のための医療・リハビリ訓練など障がいの程度に応じた保健・医療サービスの提供を図ります。

施策の方向

(1) 障がいの予防と早期発見

①母子保健事業の推進

妊産婦の健康教育や保健指導、赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査・指導等の充実を図り、乳幼児期の障がいの早期発見・早期支援に努めるとともに、保護者の不安軽減を図ります。また医療機関や療育機関等の専門機関との連携を図り、早期療育体制の整備に努めます。

②生活習慣病予防の推進

がん、心臓病、脳卒中などの障がいの原因となる生活習慣病の予防や早期発見、早期治療のため、健康診査の充実と受診率の向上を図るとともに、食生活の改善など自覚を高める健康教育、健康指導の充実を努めます。

(2) 医療・リハビリテーション体制の充実

①リハビリテーション体制の充実

様々な原因により生じる障がいに対し、早期の段階から適切な医療とリハビリテーションが受けられるよう、地域医療との連携を図ります。また高齢化等による障がいの重度化、重複化の予防について、保健師と地域包括支援センター等との連携による相談支援体制の充実を図ります。

②医療費助成制度等の周知

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）や特別医療費助成制度等の各種制度の実施と周知を図り、活用を進めます。

③精神保健施策の推進

保健事業等の機会を通じて精神保健に関する知識の普及啓発を行い、村民の正しい理解と協力が得られるよう啓発を図ります。

4. 教育、文化・芸術活動、スポーツ

障がい者が社会の中で、主体性を発揮して最大限に可能性を伸ばし、生きがいのある生活が送れるよう、個々の障がいの程度に応じた適切な教育・育成を図ります。

また、発達障がいなど教育・療育に特別なニーズのある児童についても適切な対応の充実を図ります。

さらに、障がい者が身近なところで気軽に文化芸術活動やスポーツに参加できる場所の確保に努め、障がい者と健常者が共に楽しめる場づくりに取り組みます。

施策の方向

（1）早期療育と保育の実施

乳幼児健康診査等を一層充実し、障がいの早期発見に努めるとともに、保育所と保健師や医療機関、相談支援機関等との連携を図りながら、幼児期からの早期療育体制を整備します。

また、障がいのある幼児と障がいのない幼児がふれあう機会の拡充に努め、人と接することの楽しさを通じて、豊かな人格形成を図ります。

（2）義務教育の充実と推進

障がい児への理解が図られるよう福祉教育の一環として、特別支援学校と小・中学校の交流学習を推進するとともに、障がいのある児童については、一人ひとりの障がいの状態に応じ、その能力、適性を十分に伸ばすための教育指導を行います。

（3）生涯学習の充実

各種の講座、学習グループ、サークル活動等の充実を図るとともに、障がい者のための生涯学習の機会を充実します。

また、障がい者の生涯学習に向け、社会教育施設の設備を活用できるよう整備に努めます。

5. 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者の雇用・就業については、本人の希望を尊重しながら障がいの種類や程度に応じた支援体制や設備を整えて、適性と能力を十分に活かせる職場を確保していくことが必要となります。

そのために、障がい者雇用の拡大に向けた啓発活動の強化に努めるとともに、障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援のサービスを含め、障がい者の就労支援を推進します。

施策の方向

(1) 就業支援施策の推進

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、職業相談、指導が円滑にすすむよう支援します。

一般就労が困難な障がい者の就労支援のため、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を受ける「就労移行支援」、「就労継続支援」サービスの活用を積極的に推進します。

また、一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等を行う就労定着支援の利用を促進します。

(2) 雇用の促進・働く場の確保

企業に対して障がい者雇用の促進を積極的に推進します。また雇用機会の拡大を図るため、障がい者の雇用事例とその成果等の広報や雇用促進制度の周知を図ります。

(3) 経済的自立の支援

障害基礎年金や特別障害者手当等の受給資格を有する障がい者が、確実に手当を受け取るよう、制度の周知に取り組みます。

また、障害基礎年金などの個人財産については、知的障がい者及び精神障がい者が成年後見制度等を利用して、適切に管理されるよう支援します。

6. 生活環境

障がい者にとって住みよいまちは、すべての村民にとって安全で快適に生活できるまちであり、それはすべての人々の理解と協力によって実現されるものです。障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活でき、社会参加できるよう、障がい者に配慮した道路や施設などの住環境の整備や公共交通機関等移動手段の確保、災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるよう、防災・防犯対策の充実を図ります。また、施設・設備の整備にあたっては、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインという理念で進めます。

施策の方向

(1) 『バリアフリーの村』づくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、村民のための公共施設等のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、道路のバリアフリーを推進します。

(2) 住環境の整備

障がい者が住み慣れた住居で、快適に継続して生活が送れるように、障がい者に優しい住宅の確保や住宅改良助成制度等の周知と利用促進を図るとともに、利用者ニーズにあった住宅相談体制の整備を図ります。

(3) 移動手段の確保

障がい者が自由に外出できるよう、公共交通機関のバリアフリー化の推進や公共交通機関の利用が困難な人への車両による移送サービスの充実に加え、運転免許取得制度等の各種助成制度の周知を図ります。

(4) 防災・防犯体制の整備

障がい者が安全・安心して暮らせる社会の実現のために、障がい者に対する災害についての情報伝達、避難誘導體制の整備に努めるとともに地域における自主防災体制の充実を図ります。

また、家庭における火災等の感知や障がい者からの緊急事態の連絡を確保するため、日常生活用具を活用し、火災報知器、緊急通報装置の整備を図り、近隣村民、消防署等への連絡手段の確保に努めます。

7. 情報アクセシビリティ

障がいの種類や程度によっては、自ら情報を得ることが困難な場合があります。障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティ^{*}を保障します。

施策の方向

(1) 多様な情報媒体の活用推進

広報誌・防災行政無線・ひえづ 113ch・ホームページ等の様々な情報提供手段の活用を活用し、誰もが情報にアクセスしやすく、わかりやすい情報提供に努めます。

(2) コミュニケーション支援体制の整備

視覚、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備を図ります。

また、障がい者が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、手話奉仕員、点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成するための研修事業等を実施し、意思疎通支援を担う人材の育成や確保を図ります。

(※) アクセシビリティ：年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

8. 安全・安心

障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、災害時の避難体制の構築を図る必要があります。

また、災害や感染症の発生時に障がい者に適切に必要な情報が伝わるよう、障がい者の特性に応じた情報提供を行うことが重要です。

さらに、メールやファックスによる警察本部への緊急通報や消費者トラブル相談について障がい者への周知を徹底することが必要です。

施策の方向

(1) 防災体制・感染症対策等の推進

災害時の障がい者に関する避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取り組みを支援します。また、災害時に障がい者に関する避難体制や情報伝達のあり方等を盛り込んだ、災害時の対応マニュアルの周知に努めます。

さらに、災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認が行えるように体制の整備を図ります。

また、感染症などが発生した時に、障がいのある方が安心・安全に障がい福祉サービスが継続利用できるよう体制の整備に努めます。

(2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

障がい者の消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供、消費生活相談の充実に努めます。

また、障がい者の消費者トラブルについて、担当課と連携し、研修などにより職員のスキルアップに努めるとともに、相談内容によっては、消費生活センター等の専門機関と連携し、解決に取り組みます。

9. 差別の解消及び権利擁護の推進

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、障がいを理由とする差別の禁止とともに、社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」の提供について規定されました。村では障がいを理由とする差別の解消を進めるため、

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を実施していくとともに、村民や事業者への啓発を行います。

この障害者差別解消法では、地方公共団体は「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について適切に対応するため、対応要領を策定するよう努めることとされており、本村は、平成29年に「日吉津村における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しました。

また、障害者虐待防止法に基づく障がい者の虐待防止、障がい者の権利擁護の取り組みを行います。

施策の方向

(1) 権利擁護の推進

①障がい者虐待の防止

村は障がい者虐待防止センターを設置し、虐待対応の通報、相談窓口を設けています。村民への障がい者虐待防止の啓発や相談窓口の周知を行い、虐待の防止、早期発見に取り組みます。

②権利擁護の推進

障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の周知、啓発を図り、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを行います。

また、西部後見サポートセンターうえるかむに事業委託を行い、法人後見活動支援や市民後見人養成等、体制整備のための支援を行います。

必要な人が、成年後見人制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう地域連携ネットワークの構築を目指し、地域連携ネットワークをコーディネートする役割として、中核機関を設置します。

(2) 差別解消の推進

障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する合理的配慮の提供や環境の整備により、障がいを理由とする差別の解消に向けて、村民や事業者への啓発や広報活動を行います。

10. 行政サービス等における配慮

障がいのある方が適切な配慮を受けることができるよう、行政職員の障がいの理解の促進に努めます。

施策の方向

(1) 行政サービス等における配慮

あいサポート研修等を通じ、障がいの特性を理解し、窓口等において障がいのある方へ配慮した行政サービスの提供を行います。

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

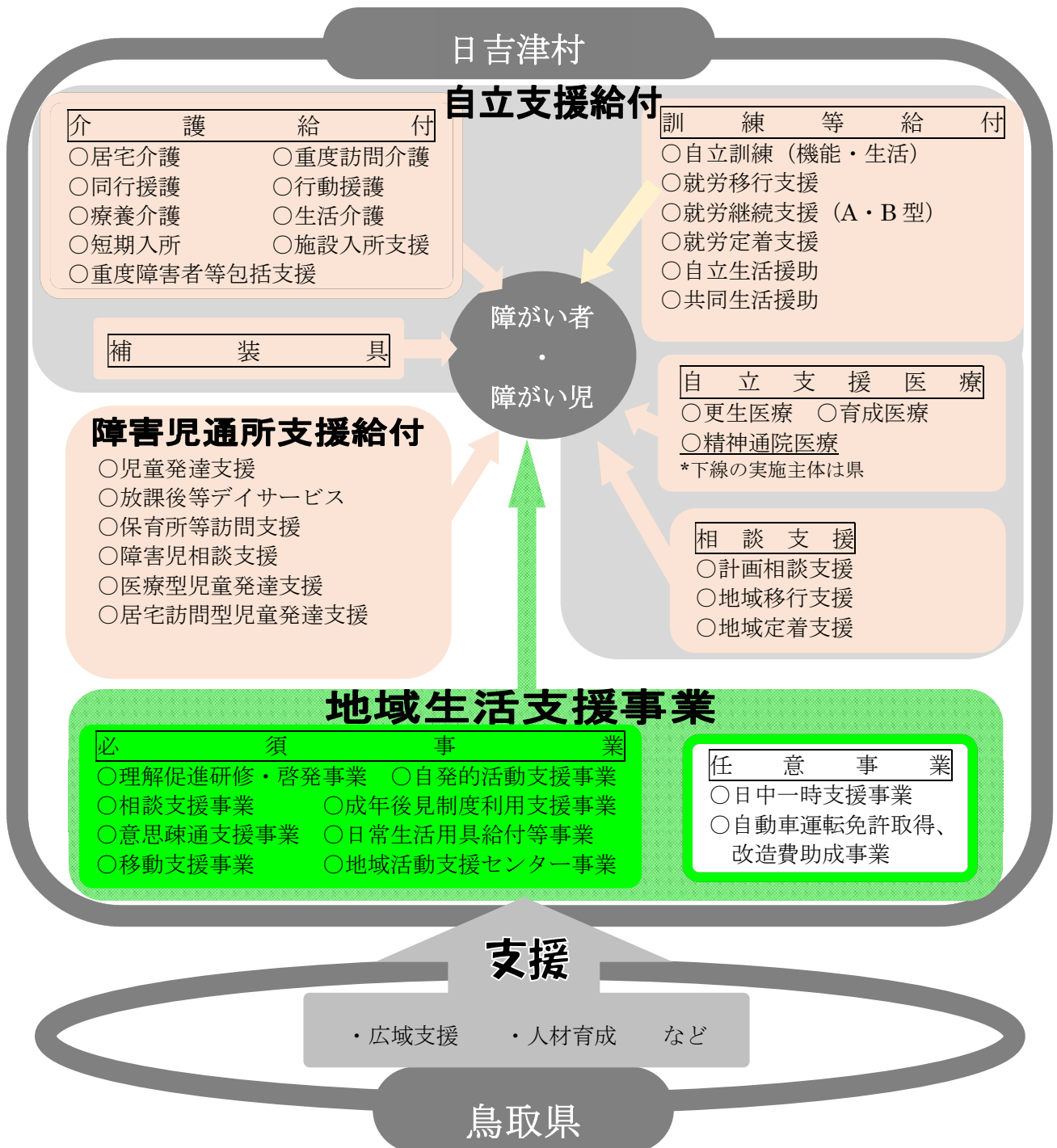
第1節 障害福祉サービスについて

本計画では、「第2章 障がい者計画」の「第2節 計画の基本的な考え方」の基本理念等を踏まえ、障がい者が希望する暮らしの実現やその意欲や能力（適性）に応じた活動を保障するため、必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制を計画的に確保します。

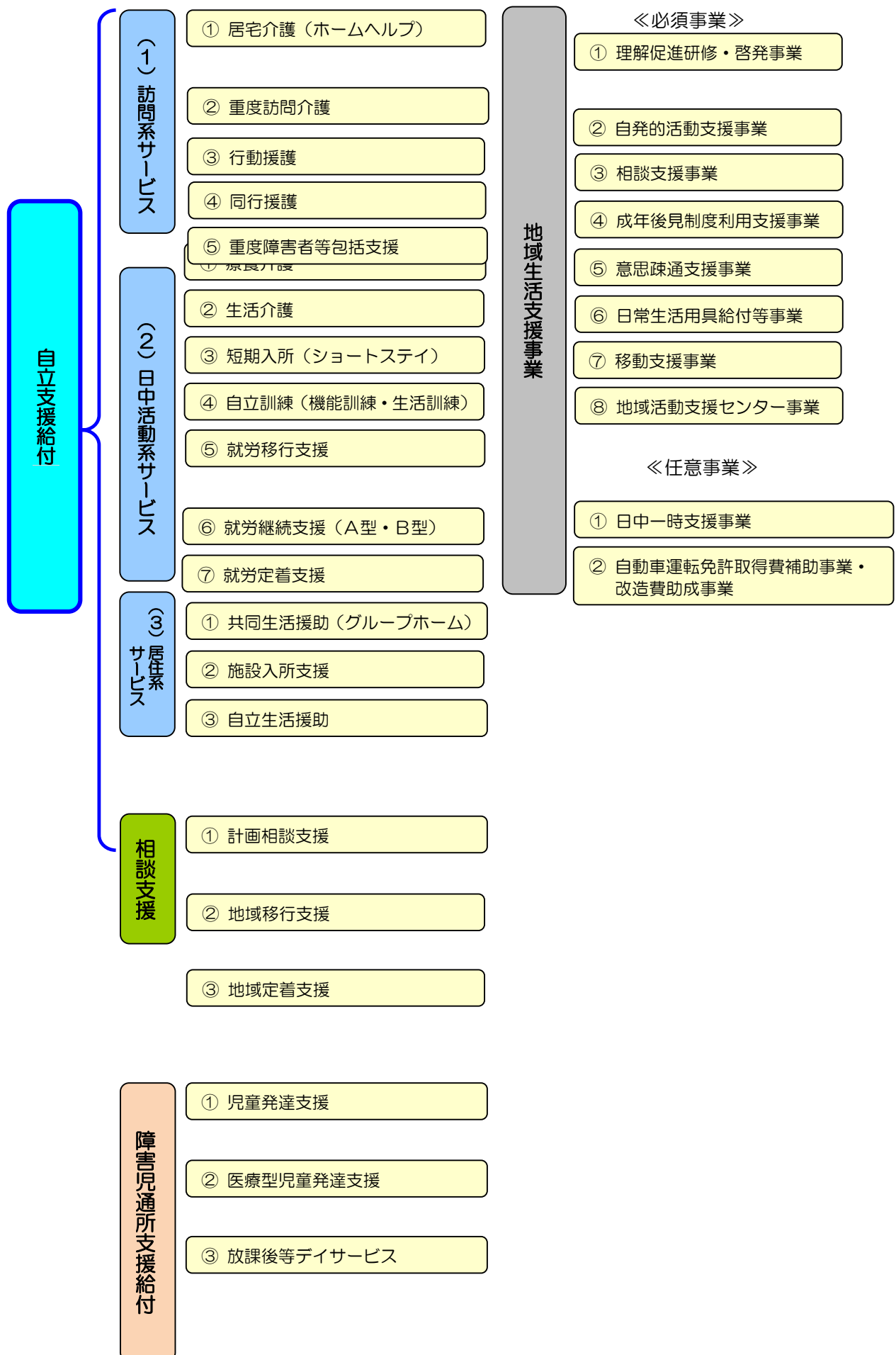
1. 障害福祉サービスの体系

(1) 障害福祉サービス等の全体像

障がい者及び障がい児を対象としたサービスの全体像は、下記のとおりです。



(2) 障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の体系



④ 保育所等訪問支援

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

⑥ 障害児相談支援

第2節 令和5年度の数値目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援、障がい児支援の提供体制の整備といった新たな課題に対応するため、計画策定期間の令和5年度末を目標年度として、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。

本村の現状を踏まえ数値の設定をしましたが、障がい者の地域生活への移行支援の取り組みは進めていきます。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------------|----|-------------------|
| 基準とする施設入居者数 (A) | 6人 | ○令和元年度末時点の数 |
| 【目標値】 削減見込 | 0人 | ○(A)の1.6%以上を削減 |
| 【目標値】 地域生活移行数 | 0人 | ○(A)の6%以上を地域生活へ移行 |

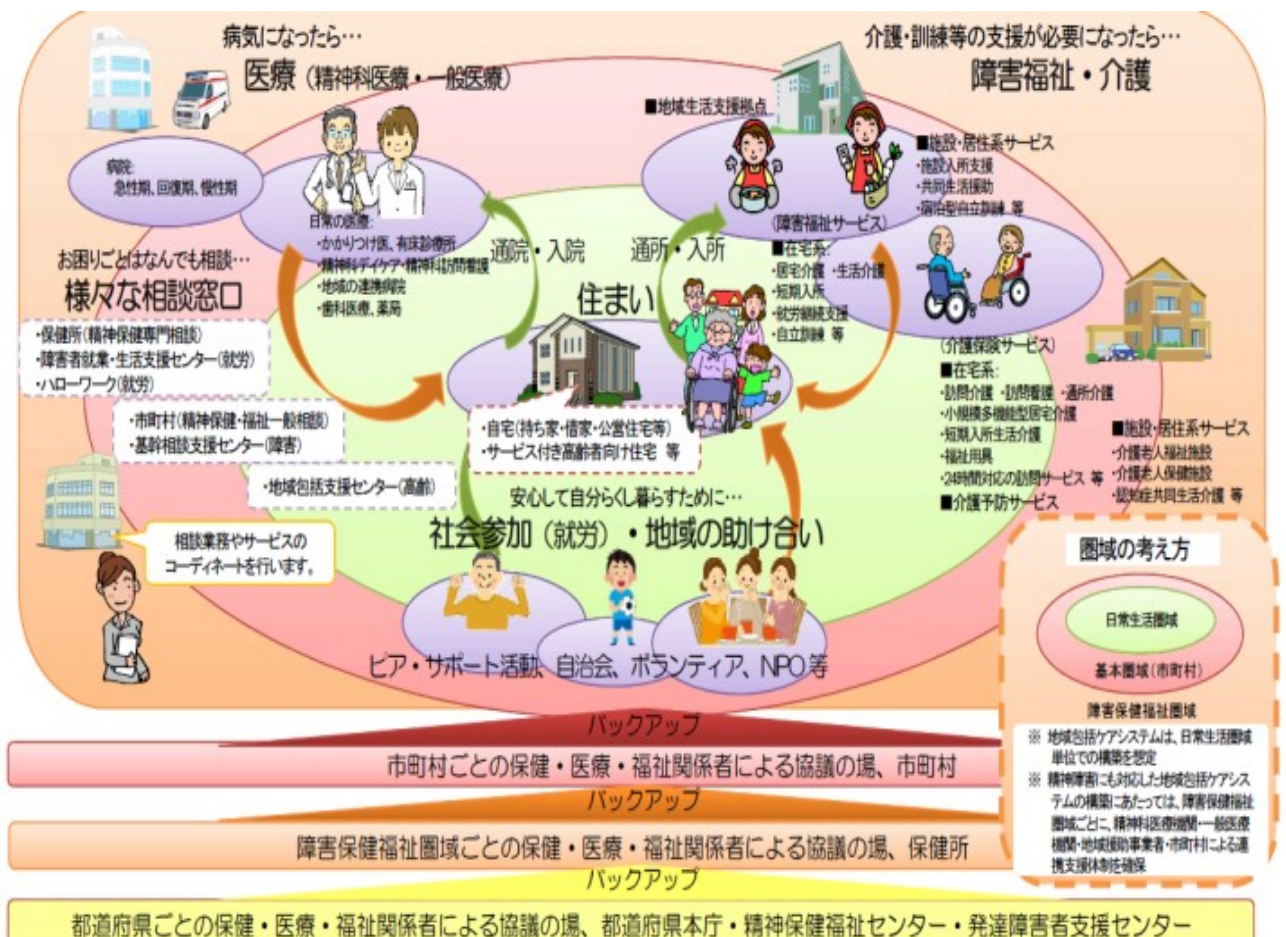
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進していきます。

| 項目 | 単位 | 実績 | | | 見込 | | |
|----|----|-----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|-----|---|---|---|---|---|---|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 回/年 | - | - | - | 0 | 1 | 1 |
| 協議の場への保健、医療(精神科及び精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者及び家族の関係者ごとの参加者数 | 人/年 | - | - | - | 0 | 5 | 5 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 回/年 | - | - | - | 0 | 1 | 1 |

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



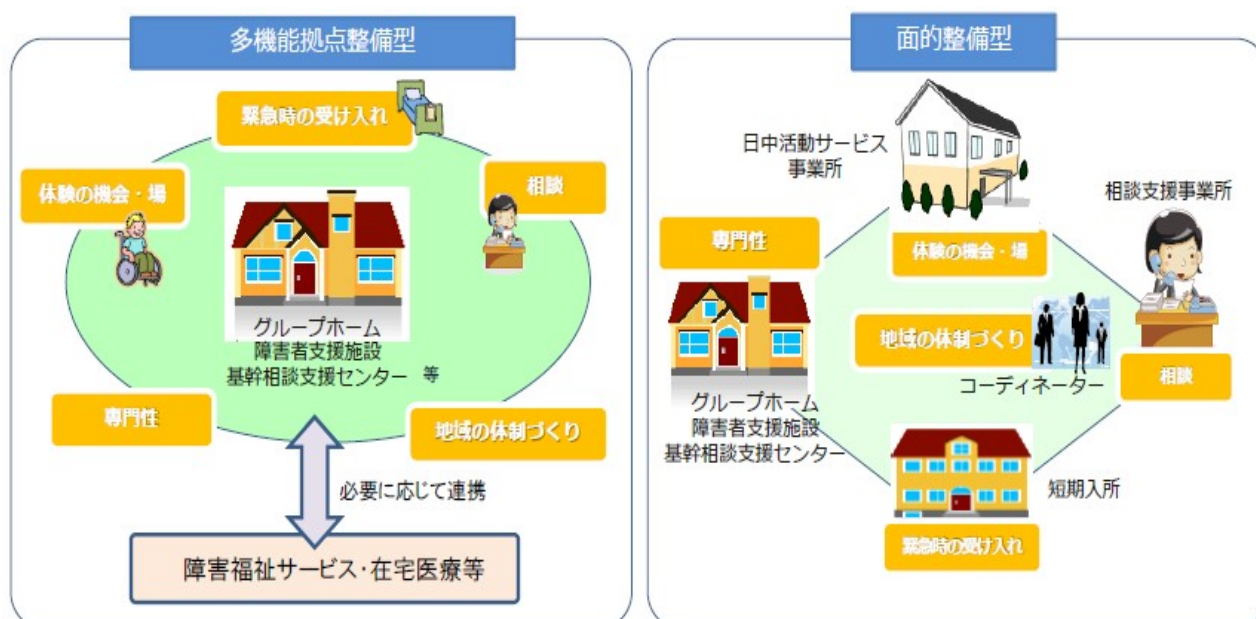
厚生労働省ホームページより

3. 地域生活支援拠点等における機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）を有する拠点等について、令和5年度末までの間、米子市と日吉津村に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

| 項目 | 単位 | 実績 | | | 見込 | | |
|-----------------------------------|-----|-----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 地域生活支援拠点等の設置箇所数 | 箇所 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数 | 回/年 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |

地域生活支援拠点等の整備のイメージ図



厚生労働省ホームページより

4. 福祉施設から一般就労への移行

①福祉施設から一般就労への移行

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上とする。就労移行支援について、令和元年度一般就労移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型について、令和元年度一般就労移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型について、令和元年度一般就労移行実績の1.23倍以上とする。

②就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用することをめざします。

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|-------------------------|-----|---|
| 一般就労移行者数 | 1人 | 福祉施設の利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の移行実績を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。 (※令和元年度実績 0人) |
| 就労移行支援事業所からの一般就労への移行者数 | 0人 | 就労移行支援事業を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の移行実績を令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。 (※令和元年度実績 0人) |
| 就労継続A支援事業所からの一般就労への移行者数 | 0人 | 就労継続支援A型事業を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の移行実績を令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上とする。 (※令和元年度実績 0人) |
| 就労継続B支援事業所からの一般就労への移行者数 | 1人 | 就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の移行実績を令 |

| | | |
|---------------------------|----|--|
| | | 和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上とする。 (※令和元年度実績 0人) |
| 一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数 | 1人 | 令和5年度における、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち70%が就労定着支援事業を利用する。 |

5. 障がい児支援の提供体制の整備

①児童発達支援センターの設置

村内に1事業所の設置を目指し、単独での設置が困難な場合は令和5年度末までに西部圏域での設置をめざします。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、村内又は西部圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することをめざします。

③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、今後、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、令和5年度末までに村内に各1事業所の設置をめざし、単独での設置が困難な場合は西部圏域での設置をめざします。

④医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るため西部圏域で協議の場を設置しており、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しています。

| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 単位 | 実績 | | | 見込 | | |
|-------------------------------------|-------------|-----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| | 人数 (月平均) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(※) 医療的ケア児：人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケア

が日常的な障がい児。

6. 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、村又は圏域において相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施する体制を確保することをめざします。

| 項目 | 単位 | 実績 | | | 見込 | | |
|----------------------------|-----|-----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 総合的・専門的な相談支援の実施 | 有無 | - | - | - | 有 | 有 | 有 |
| 地域の相談支援事業者の訪問等による専門的な指導・助言 | 件/年 | - | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 | 件/年 | - | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施 | 回/年 | - | - | - | 12 | 12 | 12 |

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障害福祉サービスに係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することをめざします。

| 項目 | 単位 | 実績 | | | 見込 | | |
|--------------------------------------|----|-----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修・その他研修への村職員の参加人数 | 人 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |

| | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|----|----|----|
| 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する回数 | 回 | - | - | - | 12 | 12 | 12 |
|--|---|---|---|---|----|----|----|

8. 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適正な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することに努めます。

| 項目 | 単位 | 実績 | | | 見込 | | |
|---------------------------------------|----|-----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 | 人 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| ペアレントメンターの人数 | 回 | - | - | - | 0 | 0 | 0 |
| ピアサポートの活動への参加人数 | 人 | - | - | - | 0 | 0 | 0 |

第3節 障害福祉サービスについて

障がい者や障がい児が希望する暮らしの実現やその意欲や能力（適性）に応じた活動を保証するため、特に障害福祉サービス等の種類ごとに必要な量の見込み及びその必要量の確保のための方策等について、次のとおり定めます。

1. 訪問系サービス

障がいの状態やニーズに応じて、障がい者の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な障害福祉サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|-------------|---|
| ①居宅介護 | 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。 |
| ②重度訪問介護 | 重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動を補助します。 |
| ③行動援護 | 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。 |
| ④同行援護 | 重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援をします。 |
| ⑤重度障害者等包括支援 | 常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 |

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | | |
|-------|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|--|
| | | H30 | | R 元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 | |
| | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ①居宅介護 | 時間 /月 | 177 | 160 | 187 | 169 | 197 | 184 | 194 | 204 | 214 |
| ②重度訪問介護 | | | | | | | | | | |
| ③行動援護 | | | | | | | | | | |
| ④同行援護 | | | | | | | | | | |
| ⑤重度障害者等 包括支援 | | (6人) | (5人) | (7人) | (8人) | (8人) | (6人) | (7人) | (8人) | (9人) |

【見込量確保のための方策】

- 村内及び近隣市町のサービス事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

常時介護を必要とする障がい者に対する施設での専門的なサービス、介護者が病気の場合などの短期入所の場合など、日中も安心して生活できるサービスの充実を目指します。また、障がい者が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の場や働く場の充実に努めます。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|--------------------|---|
| ①療養介護 | 医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。 |
| ②生活介護 | 常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創造的活動などの機会を提供します。 |
| ③短期入所 (ショートステイ) | 家で介護を行う人が病気などの場合、短期間施設へ入所できます。 |
| ④自立訓練 (機能・生活訓練) | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活向上のために必要な訓練をします。 |
| ⑤就労移行支援 | 就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。 |
| ⑥就労継続支援 (A型・B型) | 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。 |
| ⑦就労定着支援 | 一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整、指導・助言等の支援を行います。 |

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|---------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ① 療養介護 | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ② 生活介護 | 人日 | 220 | 216 | 240 | 220 | 240 | 225 | 245 | 265 | 265 |
| | /月 | (11人) | (11人) | (12人) | (11人) | (12人) | (12人) | (13人) | (14人) | (14人) |
| ③ 短期入所 (ショートステイ) | 人日 | 3 | 8 | 5 | 7 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | /月 | (2人) | (5人) | (2人) | (4人) | (2人) | (2人) | (2人) | (2人) | (2人) |
| ④ | 機能 | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自立訓練 | 訓練 | /月 | (0人) | (0人) | (0人) | (0人) | (0人) | (0人) | (0人) | (0人) | (0人) |
| | 生活訓練 | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | /月 | (0人) | (0人) | (0人) | (0人) | (0人) | (1人) | (1人) | (1人) | (1人) |
| ⑤ 就労移行支援 | 人日 | | 0 | 1 | 0 | 0 | 23 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| | /月 | | (0人) | (1人) | (0人) | (0人) | (1人) | (0人) | (0人) | (0人) | (1人) |
| ⑥ 就労継続支援 | A型 | 人日 | 68 | 34 | 85 | 20 | 85 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| | | /月 | (4人) | (3人) | (5人) | (1人) | (5人) | (1人) | (1人) | (1人) | (1人) |
| | B型 | 人日 | 323 | 293 | 340 | 278 | 357 | 297 | 314 | 332 | 350 |
| | | /月 | (19人) | (18人) | (20人) | (19人) | (21人) | (16人) | (17人) | (18人) | (19人) |
| ⑦ 就労定着支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | |

【見込量確保のための方策】

- 圏域の市町等と連携を図り、利用ニーズに合ったサービス提供が行われるよう、サービス量の確保に努めます。
- 障がい者の雇用促進と収入の安定化を図るため、障害者優先調達推進法に基づき、村は障がい者就労施設からの優先的な物品等の調達に取り組みます。
- 障がい者やその家族に対する情報提供の充実を図り、サービスの利用を進めます。

3. 居住系サービス

居住系サービスである共同生活援助は、基本的に大規模居住(8名以上)とならないよう留意し、家庭的な雰囲気の下で地域との交流を図るなど社会との連携を確保するという観点をもったサービス提供体制を整備する必要があります。地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行の促進に努めるとともに、夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|----------------------|--|
| ①共同生活援助 (グループホーム) | 地域で共同生活を営む人に、居住における相談や日常生活上の援助をします。 |
| ②施設入所支援 | 施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。 |
| ③自立生活援助 | 障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある方を対象に、生活上での様々な問題について、定期的な訪問や相談対応により、必要な情報の提供や助言等の援助を行います。 |

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|-------|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |

| | | | | | | | | | | |
|----------|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①共同生活援助 | 人 /月 | 7 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| うち精神障がい者 | 人 /月 | — | 1 | — | 1 | — | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②施設入所支援 | 人 /月 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 |
| ③自立生活援助 | 人 /月 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| うち精神障がい者 | 人 /月 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 |

【見込量確保のための方策】

- 居住支援を必要とする障がい者に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。
- 事業者等と連携を図り、サービス量確保に努めます。

4. 相談支援

障害福祉サービス利用者の相談支援や、サービス等利用計画作成等を行うサービスです。指定を受けた指定相談支援事業所において、相談支援の提供を受けることにより、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、その体制の整備に努めます。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|---------------|--|
| ① 計 画 相 談 支 援 | 障害福祉サービスを利用する全ての障がいのある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画面を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。 |
| ② 地 域 移 行 支 援 | 障がい者支援施設等に入所している人又は入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。 |
| ③ 地 域 定 着 支 援 | 施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人等に対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。 |

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|---------|---------|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | | R 元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ①計画相談支援 | 人 /月 | 6 | 5 | 6 | 6 | 7 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| ②地域移行支援 | 人 /月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | | | | | |
|----------|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| うち精神障がい者 | 人 /月 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③地域定着支援 | 人 /月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち精神障がい者 | 人 /月 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 |

【見込量確保のための方策】

- 障害福祉サービス等利用者に適切なサービス等利用計画の作成が円滑に行われるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の整備に努めます。
- 適切なサービス利用を進めるため、地域包括支援センターとの連携をはかります。

5. 障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）の見込み量

障がい児が必要な支援を受けられるよう、療育の場の充実に努めます。また、利用者が適切なサービスを安心して利用できるよう、障害児相談支援の提供体制の整備を図ります。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|---------------|--|
| ① 児童発達支援 | 就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。 |
| ② 医療型児童発達支援 | 肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。 |
| ③ 放課後等デイサービス | 授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。 |
| ④ 保育所等訪問支援 | 特別な支援ニーズのある対象児童について、児童の発達支援にかかわる専門スタッフが、児童の集団生活の場である園、学校、施設などに訪問し、個別的な支援を行うサービスです。 |
| ⑤ 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。 |
| ⑥ 障害児相談支援 | 障がい児通所サービスの利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。 |

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|----------------|----------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ①児童発達支援 | 合計日数 (人日/月) | 30 | 53 | 35 | 71 | 40 | 17 | 22 | 28 | 34 |
| | 実利用者数 (人/月) | 6 | 5 | 7 | 5 | 8 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ②医療型 児童発達支援 | 合計日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|----------------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 実利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③放課後等 デイサービス | 合計日数 (人日/月) | 80 | 81 | 90 | 127 | 100 | 168 | 185 | 202 | 219 |
| | 実利用者数 (人/月) | 8 | 6 | 9 | 9 | 10 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| ④保育所等 訪問支援 | 合計日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 実利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ⑤居宅訪問型 児童発達支援 | 合計日数 (人日/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 実利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ⑥障害児相談支 援 | 人数 (月平均) | 5 | 3 | 5 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援と放課後等デイサービスは、需要が増加している事業であることから、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス量の確保に努めます。
- 障がい児の心身の状況や障害特性等を踏まえた適切な支援が受けられるよう、相談支援事業者等関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。
- ライフステージに応じた切れ目のない支援が提供できるよう、保健師、保育園、学校、医療機関等との連携を図ります。

6. 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な目標を設定し、この目標を踏まえ、子ども・子育て支援等における障がい児の受け入れの体制整備を行います。

| 種類 | 必要な見込量 (H29) | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 必要な見込量 (R2) | 見込 | | |
|-------------------------|-----------------|-----|----|----|----|----|----|----------------|----|----|----|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | | R3 | R4 | R5 |
| 第2号認定(受入施設:保育所、認定こども園) | 3人 | 3人 | 4人 | 4人 | 5人 | 4人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 第3号認定(受入施設:保育所、認定こども園等) | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 放課後児童健全育成事業 | 2人 | 2人 | 1人 | 2人 | 1人 | 2人 | 1人 | 1人 | 3人 | 3人 | 3人 |

<参考>

第2号認定：保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。

第3号認定：保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。

放課後児童健全育成事業：放課後児童クラブ

第4節 地域生活支援事業の実施

障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する個別給付に加えて、日吉津村の実情や利用者の状況等に応じた柔軟な形態により実施する地域生活支援事業の内容、各年度における事業の種類ごとの必要な量の見込み及びその必要量の確保のための方策等について、次のとおり定めます。

1. 理解促進研修・啓発事業

障がい者に対する理解を深めるための研修およびイベントや広報を行います。

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|--------------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ①理解促進研修・啓発事業 | 有・無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

【見込量確保のための方策】

- 障がい者関係団体などと連携し、障がい福祉施策の周知の強化を図ります。
- 鳥取県西部圏域の市町と連携し、事業実施を行います。

2. 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民などが自発的に行う交流活動などを支援します。

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|------------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ②自発的活動支援事業 | 有・無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

【見込量確保のための方策】

- 村内の障がい者団体などの活動を支援します。

3. 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がい者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|------------------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ③相談支援 事業(委託分) | 件 | 14 | 6 | 14 | 5 | 16 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| | /月 | (4人) | (2人) | (4人) | (1人) | (5人) | (1人) | (2人) | (3人) | (4人) |

【見込量確保のための方策】

- 関係機関と連携を図り、身近な場所で相談できる体制を確保します。
- 各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携をとりながら、情報を共有して相談に対応します。

4. 成年後見制度利用支援事業

障がい者の権利を擁護するために、成年後見制度の利用に必要な費用について助成を行います。

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|-------------------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ④成年後見制度 利用支援事業 | 有・無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 |

【見込量確保のための方策】

- 障がい者の権利を擁護するために、成年後見制度の村長申し立てによる申し立ての経費（登記手数料、鑑定費用等）や成年後見人への報酬を助成します。
- 専門機関と連携し、成年後見制度の推進について取り組みます。

5. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣・養成する事業を行います。

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|----------------------------------|---------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ⑤意思疎通 支援事業 (コミュニケーション支援事業) | 件 /年 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者設置事業者と連携しながらサービス提供体制の整備を図るとともに、手話通訳者、登録手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者の能力向上に努め、質の高いサービスが提供できるよう人材育成に努めます。
- 聴覚に障がいのある方で、要約筆記によるコミュニケーションが必要な方に対して、事業の情報提供を行い、周知と利用促進を図ります。
- 手話通訳や手話についての知識や理解について、関係団体と連携し周知を図ります。

6. 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|------------------|---------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ⑥日常生活用具 給付等事業 | 件 /年 | 55 | 68 | 60 | 76 | 60 | 84 | 85 | 90 | 90 |

【見込量確保のための方策】

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めます。
- その人の特性に合った適切な日常生活用具を給付します。
- 日常生活用具に関する情報提供を充実します。
- 給付品目について、障がい者のニーズを踏まえて見直しを行います。

7. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、ヘルパーを派遣し社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|---------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ⑦移動支援事業 | 時間 | 50 | 44 | 55 | 40 | 55 | 22 | 33 | 39 | 45 |
| | /月 | (7人) | (6人) | (8人) | (6人) | (8人) | (4人) | (6人) | (7人) | (8人) |

【見込量確保のための方策】

- 移動支援の利用希望者の把握に努めます。
- 移動支援事業の内容の情報提供を充実します。
- サービス提供事業者の拡充に向け、事業者に働きかけます。

8. 地域活動支援センター事業

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場としての地域活動支援センターの機能を強化して、障がい者の地域生活を支援します。

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|-------------|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ⑧地域活動支援センター | 箇所 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【見込量確保のための方策】

(※単位は利用箇所とする)

- 地域活動支援センターの利用希望者を把握し、地域活動支援センターの周知を図ります。

9. 任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保することで、障がい者の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族に一時的な休息を提供します。

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|------------|----|------|-------|------|-------|------|------|------|-------|-------|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ① 日中一時支援事業 | 人日 | 120 | 94 | 125 | 106 | 130 | 56 | 64 | 72 | 80 |
| | /月 | (7人) | (10人) | (8人) | (11人) | (9人) | (7人) | (9人) | (10人) | (11人) |

【見込量確保のための方策】

- 日中一時支援が必要であると認められる障がい者の把握に努めます。
- 障がいの状況や特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、事業者や関係機関と連携を図り、支援体制の充実とサービス量の確保に努めます。

(2) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

| サービス名 | 単位 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 見込 | | |
|---------------------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | R4 | R5 |
| ② 自動車運転免許取得・改造費助成事業 | 件/年 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |

【見込量確保のための方策】

- 利用希望者の把握に努めます。
- 事業の周知を図り、障がい者の社会参加等を促進します。

◇「第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の「3節 障害福祉サービスについて」「4節 地域生活支援事業の実施」の障害福祉サービス実績は下記のとおり

平成30年度…平成30年4月～平成31年3月末までの利用実績*

令和元年度…平成31年4月～令和2年3月末までの利用実績*

令和2年度…令和2年9月末までの利用実績からの見込み*

(※) 但し、日常生活用具・自動車改造費補助事業については、年間給付実績とする。

◇障害福祉サービス等の見込み量の見方

各年度の利用時間、利用日数及び利用人数等を示しています。

【時間/月】 一月あたりのサービスの延べ利用時間数からの平均

カッコ内の数字は、一月あたりの利用人数

【人日/月】 一月あたりのサービスの延べ利用日数からの平均

カッコ内の数字は、一月あたりの利用人数

【人/月】 一月あたりのサービス利用人数

【カ所数】 事業を実施するカ所数

【実施の有・無】 事業の実施の有無

【件/年】 一年あたりの延べ利用件数

用語の解説

【あ行】

- **あいサポート運動**
誰もが様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障がいのある方が暮らしやすい社会をみなさんと一緒につくっていくことを目的とした運動で、平成 21 年 11 月に鳥取県で始まった。
- **アウトリーチ**
訪問のこと。精神科病院等に多職種チーム（他業務との兼務可）を設置し、対象者及びその家族に対し支援すること。
- **アクセシビリティ**
年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。
- **育成医療**
身体障がい児の早期発見、早期治療を行い障がいの改善や防止を目的とする医療。
- **医療的ケア児**
医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的な障がい児のこと。
- **インクルージョン**
子供は十人十色、その中にハンディのある子がいて当たり前という前提にたって、そうした子供達の違いを認め、個々の教育ニーズに対応し、全てを包み込む学校・学級・社会が望ましいという考え方、方法。障がい児という枠組みではなく、すべての子供達の教育ニーズを包括すること。
- **NPO**
Non Profit Organization の略。非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づき、一定の要件を満たした団体が、都道府県等からの認証を受け、法人登記を行い法人として活動している団体をNPO法人という。

【か行】

- **共生社会**
障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会。

- **権利擁護**
知的障がい・精神障がいや認知症などのため自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。
- **高次脳機能障害**
病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは除外。
- **共同生活援助（グループホーム）**
地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。
- **居宅訪問型児童発達支援**
障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施。
- **計画相談支援・障害児相談支援**
障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援すること。
- **更生医療**
障がい認定の対象となった機能障害を軽減、除去または代償することによって、日常生活能力を回復させることを目的とする医療。
- **合理的配慮**
日常生活や社会生活における制限（暮らしにくさ）をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合に、個別の状況に応じて講じられるべき措置。
- **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）**
平成 18 年に施行され、建築物や公共交通機関を利用した円滑な移動を総合的に推進することを目的としたもの。平成 18 年 12 月 20 日の本法施行に伴い、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築促進に関する法律（ハートビル法）」および「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」は、廃止。

【さ行】

- **支援費制度**
平成 15 年度から始まった障がい者福祉サービスの新たな利用制度。障がい者が事業者との対等な関係に基づき、自ら選択し、契約によってサービスを利用する。

- **視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律**
視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に令和元年6月に公布、施行。
- **児童発達支援**
日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う障害児通所支援事業。
- **児童発達支援センター**
地域の児童発達支援の中核的な役割を担う施設。
- **自立支援協議会**
障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- **手話通訳者**
身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。
- **手話奉仕員**
所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。
- **障害者基本法**
平成5年に制定され、障がい者の施策や理念などに関する法律。障がい者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにして、障がい者のための施策の基本となる事項を定めることで、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって障がい者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としたもの。
- **障害者虐待防止法**
障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。平成23年6月成立、12年10月施行。正式名称を、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という。
- **障害者差別解消法**
障がいをも理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者における障がいをも理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平

成 28 年 4 月に施行。

- **障害者自立支援法**

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに、異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで、一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。平成 18 年 4 月施行。

- **障害者総合支援法**

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）。改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月に施行。

- **障害者による文化芸術活動の推進に関する法律**

文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることから、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に平成 30 年 6 月に公布、施行。

- **障害者の日／障害者週間**

障がい者問題について国民の理解と認識を深め、障がいのある人の福祉の増進を図るため、昭和 56 年に政府の国際障害者年推進本部が定めた日で、国際連合が昭和 50 年に「障害者の権利宣言」を採択した日（12 月 9 日）。障害者基本法においても規定されている。なお、毎年 12 月 3 日から 9 日までが「障害者週間」。

- **障害者優先調達推進法の施行**

平成 25 年 4 月、障害者優先調達推進法が施行され、国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っている。

- **身体障害者手帳**

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障害②聴覚または平衡機能の障害③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害④肢体不自由⑤内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障害）で、障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

- **精神障害者保健福祉手帳**

精神障がい者に対して社会復帰及び、自立、社会参加の促進を図るため、申請により交付する手帳。有効期限は 2 年で、障がいの状態を再認定し更新できる。

- **成年後見制度**
知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するための制度。

【た行】

- **地域生活支援事業**
在宅で生活している障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、相談及び情報の提供等を総合的に行う事業。実施主体は市町村だが、施設、法人等に委託できる。
- **点訳奉仕員**
所定の講習を受けて、印刷された文字や手書きの文字を点字に改める点訳技術を習得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成する人。
- **特別支援教育**
従来の特殊教育の対象の障がいだけではなく、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
- **特別障害者手当**
日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の重度障がい者に対し支給される手当（20歳未満は障害児福祉手当）。

【な行】

- **内部障害**
身体障がいの一種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、肝臓機能障害、膀胱・直腸障害、小腸障害、後天性免疫不全症候群がその障がい範囲。
- **難病**
厚生労働省が指定した特定疾患の通称。同省の「難病対策要綱」では、1. 原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。2. 経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病としている。
- **日常生活用具**
在宅の障がい者の日常生活がより円滑に行われるために給付又は貸与する用具。浴槽、便器、パソコン、ファクスなど。
- **ノーマライゼーション**
障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

【は行】

- **バリアフリー**
障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
- **ピアサポート**
同じような立場や境遇、経験などを共にする人たちによる支え合いの活動のこと。
- **ペアレントトレーニング**
保護者が子どもの特性を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標としたトレーニング。
- **ペアレントメンター**
発達障がいの子どもの育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となる人。
- **ペアレントプログラム**
育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者（保育士、保健師など）が効果的に支援することにより、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけること、子育ての仲間を見つけることを目的とした支援プログラムのこと。
- **保育所等訪問支援**
児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により創設された。
- **放課後等デイサービス**
放課後や夏休み等における支援の充実のため創設。
- **補装具**
身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器など。

【や行】

- **ユニバーサルデザイン**
バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
- **要約筆記奉仕員**

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意志疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達する人。

【ら行】

- **リハビリテーション**
障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。
- **療育手帳**
児童相談所または知的障がい者更生相談所において「知的障害」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、重度をA、その他をBに区分して記載される。
- **朗読奉仕員**
視覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、点訳及び朗読の指導を行う人。

障がい者福祉をめぐる動き

①措置制度から支援費制度へ

平成12年6月に、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立し、あわせて身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。

この社会福祉基礎構造改革を受けて、障がい者福祉に関わるサービスは、平成15年4月より、それまでの行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がいのある人が自ら主体的にサービスを選択し、事業者などから契約することができる「支援費制度」へと移行しました。

②障害者基本法の改正と発達障害者支援法の施行

平成16年6月には障害者基本法が改正され、障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止が新たに盛り込まれました。また、市区町村の「障害者計画」の策定についても努力義務から義務規定に改められました。

また、平成17年4月には発達障がい*児・者への支援が法的に明確化されました。

*「発達障がい」：発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

③障害者自立支援法の施行と改正

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されていた障害福祉サービスの一元化、実施主体の市町村への一元化、利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、就労支援の強化、手続き・基準の透明化、明確化などが図られました。

障害者自立支援法は、利用者負担において定率負担が発生する応益負担方式が導入されたため、激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを進めていきました。

平成22年12月に、障害者自立支援法および児童福祉法の改正が公布され、応能負担（所得に応じた負担）を原則とする利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

④障害者権利条約の批准

平成18年12月、障害者権利条約が第61回国際連合総会において採択され、平成19年9月、わが国も同条約に署名しました。この条約は、すべての人に保障されている普遍的な人権を障がいがあるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めたものです。

わが国においても、この権利条約の批准に向け、必要な国内法の整備が進められました。

平成23年8月、障害者基本法の一部改正が施行され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する「共生社会」の実現をめざすことや、障がい者の定義の拡大と「合理的配慮」の概念が導入されました。

後述する障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立など様々な制度改正が行われた結果、平成25年12月、国会において権利条約の批准が承認されました。

⑤障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行

平成 24 年 10 月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、障がい者に対する虐待の禁止や防止などに関する施行を行うこととなり、家庭や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障がい者の人権を守っていくことになりました。

⑥障害者総合支援法の制定

平成 25 年 4 月、障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として改正施行されました。

同法では、平成 25 年 4 月から障がい者の定義に「難病」等を追加し、平成 26 年 4 月からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

⑦障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月、障害者優先調達推進法が施行され、国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っています。

⑧精神保健福祉法の改正

平成 26 年 4 月、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）が改正され、家族の 1 人を「保護者」とする保護者制度が廃止されました。これまで大きな負担となっていた保護者に課せられていた精神障がい者に治療を受けさせる義務等の規定が、この改正によって削除されることとなりました。

⑨障害者差別解消法の施行

平成 28 年 4 月、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

同法では、行政機関等や事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、負担になりすぎない範囲で、障がいのある人が直面する社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められています。

⑩障害者雇用促進法の改正

平成 28 年 4 月、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）、および精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を定めた改正障害者雇用促進法が施行されました。

また令和元年 6 月の改正では、国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障がい者を雇用するよう努めることが明確化され、障害者活躍推進計画の策定が義務化されました。また、特定短時間労働者を雇用する事業主に対して、特例給付金が支給されることとなりました。

⑪障害者総合支援法および児童福祉法等の改正

平成 28 年 6 月、障害者総合支援法および児童福祉法が一部改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、都道府県・市町村は、国の定める基本

指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定され、いずれも平成 30 年 4 月から施行されました。

⑫発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月には、発達障害者支援法の一部が改正され、支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がい者の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 障害者自立支援法 | | | | | | | | 障害者総合支援法 ○平成28年改正 平成30年施行 | | | | | | | |
| 障害者基本法 ○平成23年改正 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発達障害者支援法 ○平成28年改正 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 精神保健福祉法 | | | | | | | |
| | | | | | | | | 障害者虐待防止法 | | | | | | | |
| | | | | | | | | 障害者優先調達推進法 | | | | | | | |
| | | | | | | | | 障害者権利条約批准 | | | | | | | |
| | | | | | | | | 障害者差別解消法 | | | | | | | |
| 障害者雇用促進法 ○平成21年改正 ○平成28年改正 ○令和元年改正 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童福祉法 ○平成28年改正 平成30年施行 | | | | | | | | | | | | | | | |

日吉津村障がい者施策推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 障がい者計画の策定及び障がい者の施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、日吉津村障がい者施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員12名以内で構成する。
- 委員は別表に掲げる者のうちから村長が任命する。
 - 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 会長、副会長は委員の互選によって定める。

(会議)

- 第4条 委員会は、会長が召集する。
- 委員会は、関係団体及び関係課等との連絡調整を行い、計画を効果的に実施するように努めるものとする。
 - 委員会に事務局を置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他の必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

別表

| 委員 | 定数 |
|-------------|-----|
| 学識経験者 | 若干名 |
| 障がい者関係団体の代表 | 若干名 |
| 議会議員 | 1名 |
| 教育に関係のある者 | 若干名 |
| 民生委員・児童委員 | 1名 |
| 関係行政機関 | 若干名 |

日吉津村障がい者施策推進委員会委員名簿

(敬称略)

| 氏 名 | 団 体 名 | 備 考 |
|---------|---------------|-----|
| 内 田 清 光 | 支援センター のぞみ | |
| 松 田 紀 典 | 日吉津村社会福祉協議会 | |
| 石 川 倫 温 | 日吉津村手をつなぐ育成会 | 副会長 |
| 河 原 道 弘 | NPO法人大地 | 会長 |
| 河 中 博 子 | 日吉津村議会議員 | |
| 井 田 博 之 | 日吉津村教育長 | |
| 塚 田 美登里 | 日吉津村民生児童委員協議会 | |
| 高 田 直 人 | 日吉津村総務課長 | |

日吉津村障がい者福祉計画

令和3年3月31日 発行

発行：日吉津村

編集：日吉津村福祉保健課

〒689-3553

鳥取県西伯郡日吉津村日吉津872-15

TEL 0859-27-5952

FAX 0859-27-0903

MAIL fukushihoken@hiezu.jp



鳥取県西伯郡日吉津村